

山形県知事が判定業務を委任する指定構造計算適合性判定機関一覧

H28.12.1

機関の区分	機関の名称・所在地	判定対象建築物
県内に判定の業務を行う事務所を置く機関	株式会社山形県建築サポートセンター 山形県山形市城北町一丁目12番26号	全ての建築物（当該機関が業務規程により判定を行わないこととしたものを除く。）
上記以外の機関	株式会社グッド・アイズ建築検査機構 東京都新宿区百人町二丁目16番15号	次のいずれかに該当する建築物（当該機関が業務規程により判定を行わないこととしたものを除く。） ① 延べ面積が10,000㎡を超える建築物 ② 高さが31mを超える建築物 ③ 県内に判定の業務を行う事務所を置く機関が業務規程により判定を行わないこととした建築物
	株式会社建築構造センター 東京都新宿区新宿一丁目8番1号	
	ビューローベリタスジャパン株式会社 神奈川県横浜市中区下町1番地	
	株式会社東京建築検査機構 東京都中央区東日本橋一丁目1番4号	
	一般財団法人日本建築センター 東京都千代田区神田錦町一丁目9番地	
	一般財団法人ベターリビング 東京都千代田区富士見二丁目7番2号	
	一般財団法人住宅金融普及協会 東京都文京区関口一丁目24番2号	
	日本建築検査協会株式会社 東京都中央区日本橋三丁目13番11号	
	一般財団法人日本建築総合試験所 大阪府吹田市藤白台五丁目8番1号	
ハウスプラス確認検査株式会社 東京都港区芝五丁目33番7号	次のいずれかに該当する建築物（当該機関が業務規程により判定を行わないこととしたものを除く。） ① 延べ面積が10,000㎡を超える建築物 ② 高さが31mを超える建築物	

注1 判定対象建築物は、建築物の二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合には、それぞれの部分を一の建築物とみなす。

注2 建築物の二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合で、一以上の部分が次のいずれかに該当する場合は、その他の部分も同様とみなす。

- ① 延べ面積が10,000㎡を超える場合
- ② 高さが31mを超える場合
- ③ 県内に判定の業務を行う事務所を置く機関が業務規程により判定を行わないこととした場合